

アルゼンチンの牛皮輸出及び加工済み皮革の輸入に係る措置

(パネル報告 WT/DS155/R, 提出日:2000年12月19日 採択日:2001年2月16日)

内記香子

I. はじめに

本件は、アルゼンチンの牛皮の輸出に関する措置、皮革輸入に関する課税措置について、ECが、前者の措置についてはGATT11条及び10条違反、後者の措置についてはGATT3条2項違反であるとして申立を行ったものである。輸出に関する措置については、GATT11条違反は認定されなかったものの、問題の規則が公平かつ合理的に実施されていないとしてGATT10条3項(a)違反が認定され、10条3項違反が初めて認定された事件として注目される。また、輸入に関する課税措置については、3条2項第1文違反とされ、アルゼンチンは20条(d)号での正当化を主張したが認められなかった。本件で問題となった課税措置は、税率それ自体に輸入産品と国内産品に差異があるのではなく、予納税率が異なっていた点が特徴的である。

II. 事実の概要

1. 1998年12月23日、ECはアルゼンチンに対してDSU4条及びGATT22条1項に基づく協議要請を行った(1.1)。1999年2月5日に協議が行われたが、妥結には至らなかった。同年5月31日、ECは、DSU6条及びGATT23条に基づいてパネルの設置を求めた(1.2)。DSBは、同年7月26日、パネルを設置した(1.3)。同年7月31日、H. E. Ambassador Roger Farrell(議長)、Victor Luíz do Prado, Sándor Simonの3名がパネリストとして選任された(1.4)。米国が、第三国参加の権利を留保した¹(1.5)。

2. 本件で問題となったのは、(i) 牛皮輸出に関する措置、及び(ii) 皮革輸入に関する措置の2つの措置である。

(i) 1996年 Resolución 2235 (規則 2235) :

背景：アルゼンチンは、国内の皮革生産・加工業者に十分な牛皮の供給を確保するために、1972年の牛皮輸出禁止措置をはじめ、輸出税賦課などの措置をとってきた(輸

出禁止措置は92年に撤廃、現在は5～15%の輸出税)。そのような中で、1993年から製革業者を牛皮輸出検査手続に参加させることが短期間認められるようになり、規則2235は、皮革生産・加工業者団体 (Association of Industrial Producers of Leather, Leather Manufactures and Related Products ; ADICMA) の要請により、この制度の継続を決定したものである(2.19-2.34)。

本件措置の下では、通関手続きに、税関職員、ADICMAの代表、及び輸出者(代理人)が参加し、税関の決定が行われる。その決定に対してADICMAによる意義申立が認められているが、それによって船積みが遅れることはない。本件では、このADICMAの通関手続きの参加が輸出制限を構成するかどうか争われた(2.38-2.44)。

- (ii) a. 付加価値税 (Impuesto al Valor Agregado- “IVA”) の予定納税制度
 b. 所得税 (Impuesto a las Ganancias- “IG”) の予定納税制度

a. IVA (付加価値税) 予納制度 :

- 1991年 Resolución General 3431(規則3431) 産品が輸入された場合
- 1991年 Resolución General 3337(規則3337) 産品が国内販売された場合

・付加価値税21%に以下の予納税率が課される

	規 則 3431 (Imports)
輸入業者が 登録納税者	10%
輸入業者が 非登録納税者	12.7%

	規則3337 (Internal Sales)
	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務があるのは特定の販売者 (‘agents de percepción’) に限られる ・特定の購入者に対する販売には予納義務が免除される ・義務が適用される最低取引価格が設定される
登録納税者 への販売	5%
非登録納税者 への販売	<ul style="list-style-type: none"> ・非登録→非登録 0% (・登録→非登録 10.5%)

* 「登録」納税者と「非登録」納税者 : 「非登録」納税者は、IVA納付義務

を直接的には負わない。「登録」納税者が「非登録」納税者に物品を販売する場合は、「非登録」納税者が当該物品を後に販売した場合の IVA 徴収の代わりとして、IVA の徴収だけではなく追加的な税額の徴収を行う。

b. IG(所得税)予納制度：

- 1992 年 Resolución General 3543(規則 3543) 産品が輸入された場合
- 1992 年 Resolución General 2784(規則 2784) 産品が国内販売された場合

・法人に対して 35%の課税、個人に対しては累進的に課税

	規則 3543 (Imports)
一般的な輸入	3%
輸入業者の消費のための輸入	11%

	規則 2784 (Internal Sales)
	<ul style="list-style-type: none"> ・個人消費のための購入には課税なし ・義務が適用される最低取引価格が設定される
販売者が登録納税者の場合	2%
販売者が非登録納税者の場合	4%

3. 当事国の主張： EC は、(1)皮革生産/加工業者団体を牛皮輸出検査手続に参加させる措置は GATT11 条（輸出制限の禁止）及び GATT10 条（貿易規則の公表及び施行）に違反する、(2)輸入産品に対する IVA 及び IG の予納制度は GATT3 条 2 項第 1 文に違反する、と主張した。

これに対してアルゼンチンは、(1)皮革生産・加工業者団体を牛皮輸出検査手続に参加させる措置は、輸出制限の効果を持つものではないので GATT11 条には違反しておらず、また、当該措置は一律に公平かつ合理的に適用されており GATT10 条 3 項 (a) には違反していない、(2)輸入産品に対する IVA 及び IG の予納制度は GATT3 条 2 項第 1 文に整合的であり、仮にパネルがこれを 3 条 2 項違反と判断するならば、当該措置は

GATT20 条(d)号によって正当化される、と反論した。

III. パネル報告要旨

1. 牛皮輸出検査手続：規則 2235

i. 11 条 1 項：

請求の性質:EC は、規則 2235 それ自体が輸出制限をしているのではなく、規則 2235 が事実上の輸出制限を構成していると主張する(11. 15)。パネルは、GATT11 条が事実上の輸出制限もカバーするものであることを認め、規則 2235 は 11 条 1 項の「その他の措置」に該当すると考える(11. 17)。事実上の輸出制限が問題となる場合、輸出量が少ないことだけでは事実上の輸出制限を証明したことにはならず、措置と輸出量の少なさの因果関係を申立国は証明しなければならない(11. 21)。

a. 製革業者の代表の存在が輸出制限を構成しているか？：

EC は ADICMA の参加それ自体が輸出制限につながるという根拠をいくつか述べているが、パネルは、そのような状況証拠は説得的であるとは考えない。確かにアルゼンチンからの牛皮輸出量は通常よりも少ないが、そのことは ADICMA の参加によって輸出制限が生じているという結論を導くものではない(11. 29)。ADICMA は手続きに参加しなくとも圧力をかけることは可能であり、そうだとすれば、手続きに ADICMA が参加していることによって圧力をかけているという明確な根拠はないことになる(11. 30)。また、ADICMA が圧力をかけているとすれば、税関職員が違法な行為をしていることになるが、そうであるという証拠がない限りそれを推定することはできない(11. 31)。以上により、EC の主張は認められない(11. 33)。

b. 製革業者の代表が取引の秘密情報にアクセスすること： EC によれば、ADICMA が価格・数量・仕向地・輸出者名といった肉解体処理場の取引秘密情報にアクセスしており、この秘密情報が公になることを恐れて輸出が抑制されているという(11. 36-37)。しかし、輸出者名以外の情報については、規則 2235 にかかわらず利用可能であり、規則 2235 によって輸出制限があるとは言えない(11. 41)。また、輸出者名が ADICMA に公表されることが輸出制限につながるかどうかということは状況証拠から推測をしているに過ぎず、これによって輸出制限がもたらされているとは言えな

い(11.42)。したがって、パネルは、製革業者の代表が取引の秘密情報にアクセスすることが輸出制限をもたらしているという証拠は十分でないと判断する(11.43)。

- c. ADICMA が秘密情報にアクセスし、情報を濫用しているということ： EC は、製革業者は秘密情報を得てそれを公表しており、また、製革業者のカルテルが牛皮の輸出に反対していると主張する(11.44)。パネルは、確かに製革業者間でカルテルが形成されているかもしれないが、そのことと輸出制限との間に関連が示されなければならないと考える。本件において提出された証拠は、カルテルがどのように機能し輸出制限をもたらしているかについて証明するものではない(11.49)。また、税関手続きにおいて得た秘密情報を製革業者が濫用する可能性はあるが、それが、輸出制限をもたらすような冷却効果となっていることを十分に立証していない(11.53)。

以上により、問題の措置によって 11 条における輸出制限が構成されているという十分な証拠はないと結論する(11.55)。

- ii. 10 条 3 項(a)：税関規則の一律の公平かつ合理的な適用が妨げられているか？：

- a. 10 条 3 項(a)とそのほかの GATT1994 の規定との関係

パネルはアルゼンチンの税関法の「施行」について分析し、GATT1994 の実体規定の違反があるかどうかについては検討しない（本件では既に 11 条違反について検討した）(11.61)。

問題は、措置の施行が問題となっているか、あるいはその他の実体的規定の下で扱うのが適切な実体的な問題を含むものであるかどうかである。規則 2235 は、実体的な税関規則を規定しているのではなく、実体的な規則の施行について規定したものである(11.70-11.72)。

規則 2235 は、ADICMA 代表の参加する権利一般について規定しており、特定の製品の船積みが問題になっているわけではない(11.74)。

以上により、規則 2235 は 10 条 3 項(a)の下で扱うことができる。

b. 規則 2235 は一律に公平かつ合理的に適用されているか。

「一律性」：GATT において “uniform” という用語は税関法の施行に関連して使用されており、税関法が個人の貿易業者間で一律に施行されることを求める要件である (11. 81-11. 83)。この規定が、すべての産品が同一の取り扱いを受けるといった幅広い無差別待遇を要求しているとは読むべきではない (11. 84)。本件において、アルゼンチンが、規則 2235 を皮革製品に対して一律でない方法で適用しているという証拠はなく、すべての輸出皮革製品は一律に、ADICMA 代表が参加する手続きに服している (11. 85)。

「合理性」：アルゼンチンは、ADICMA の代表が税関手続きに参加する理由として、輸出税の支払いや払い戻しに誤りや詐欺的行為がないかどうかを確保しながら皮革の分類を行うためであると説明するが、その際に、なぜ ADICMA が秘密情報にアクセスする必要があるかについて説明がない。パネルはそのような情報が ADICMA に提供されることは不合理であるとする (11. 90-11. 94)。

「公平性」：ADICMA は、輸出者及び海外の購買者の競争者としての立場にあり、そのような立場にある者が輸出取引の手続きに参加し、秘密情報へのアクセスが認められていることは、法令が不公平な方法で適用される危険性がある (11. 98-11. 100)。

当該規則は合理的かつ公平に適用されておらず、10 条 3 項 (a) 違反である。

2. 皮革輸入課税措置

i. 3 条 2 項第 1 文

3 条 2 項の違法性の要件は次の 3 つである；①問題とされる措置が輸入産品と国内産品に対して直接又は間接に課される内国税又はその他の内国課徴金であること、②課税される輸入産品と国内産品が同種であること、③輸入産品に対して国内産品に課せられる内国税又は内国課徴金をこえる内国税又は内国課徴金が課せられていることの 3 つである (11. 131)。

a. 3 条 2 項の適用可能性

イ. 内国税又は内国課徴金

3 条 2 項がいかなる課徴金に対しても適用されることに照らせば、規則 3431 及び規則 3543 は金銭的負担を課す措置であり IVA 及び IG 義務の一部を構成する。し

たがって、規則 3431 及び規則 3543 における課徴金は課税措置としてみなすことができ、3 条 2 項の適用を受ける (11. 143)。

ロ. 内国措置

IVA に関する規則 3431 が内国措置であることは争いがない (11. 145)。しかし、IG に関する規則 3543 については、輸入の時に又は輸入の地点において実施される規則 3543 に規則 2784 が内国的に対応するものであるかについて争いがある。パネルとしては、規則 2784 は、国内産品は内国市場で取引される輸入産品に対して適用されるものであるから、規則 3543 と内国的に対応していると考え (11. 148)。

ハ. 産品に適用される措置

IVA に関する規則 3431 が産品に適用される措置であることには争いがない (11. 155)。しかし、IG に関する規則 3543 については、産品に適用される措置なのか所得に適用される措置なのかという点について争いがある。パネルは、規則 3543 が産品に適用されることを明示していること、また、規則 3543 において徴収される税額が産品の価格によって決まることに注目する。このことからパネルは、規則 3543 が産品の適用される措置であると認める (11. 158)。

b. 輸入産品と国内産品の同種性

本件で問題とされる規則 3431 及び規則 3543 の構造及び体系を見れば、予納義務は、産品の物理的特性や最終用途によって決まるものではなく、輸入された産品であるか又は内国市場で取引される産品であるか、あるいは産品の販売者又は購入者の性質等の要因によって決まる。したがって、同種の産品はそれぞれ規則 3431・規則 3337、及び規則 3543・規則 2784 に服することになる。EC はこの点を立証したのであり、本件の「同種の産品」要件については以上のことが立証されれば十分である (11. 169)。この判断は、原産地に基づく区別はそれ自体で 3 条 2 項違反とするのに十分であったとしたインドネシア国民車ケースのパネル判断とも一致するものである (11. 170)。

c. 課税負担の比較

EC は、予納制度のために追加的なコスト (税金の前払いがなければ納期限までの分利益を上げることができたはずの逸失利益) が発生していると主張する (11. 176-11. 177)。3 条 2 項が逸失利益をカバーするかどうかという点につき、パネ

ルは、輸入産品と国内産品に課せられる内国税及び課徴金の比較をする場合には、3条2項第1文の目的は輸入産品と国内産品の平等な競争条件を確保することにあることから、名目上の課税負担を比較するのではなく「実際上の課税負担」を比較することが求められると考える（日本の酒税Iケースを引用）（11.183）。

規則3431及び規則3543から生じる課税負担は次の2つのいずれかの場合に生じる。一つ目は、納税者が自由になる資金を持っている場合に予納制度によりそれを前払いすることとなる。二つ目は、納税者が前払いする自由な資金がない場合に必要な資金を作り前払いにあてることとなる（11.187）。前者は機会コスト、後者は資金調達コストと、上記いずれの場合も金銭的負担をもたらすものである（11.188）。したがって、規則3431及び規則3543は産品に対して実際上の課税負担を課すものと言える（11.189）。名目上、輸入産品に対して同種の国内産品よりも高い予納税率が課されているのであれば、これは輸入産品に対して重い実際上の課税負担が課されていることを意味し、3条2項第1文違反が立証される（11.190-191）。

イ. IVA予納制度(規則3431):以下の点が3条2項第1文に違反している(11.254)。

- ・規則3431は登録納税者による輸入の予納税率を10%とし、他方で、規則3337は登録納税者に対する内国販売の予納税率を5%としている点が3条2項違反である(11.197)。
- ・非登録納税者による輸入については予納制度(12.7%)が適用される一方で、非登録納税者に対する内国販売については予納制度が適用されていない点が3条2項違反である(11.206)。
- ・内国販売においては予納義務があるが特定の販売者(‘agents de percepción’)に限られている一方で、輸入取引についてはすべての取引に予納義務が課せられている点が3条2項違反である(11.211)。
- ・特定の購入者に対する内国販売については予納義務が免除されている点が3条2項違反である(11.222)。
- ・内国販売においては設定された最低取引価格以上の取引において予納制度が適用されるが、輸入取引についてはそのような最低価格が設定されていない点が3条2項違反である(11.228)。

- ロ. IG 予納制度(規則 3543):以下の点が 3 条 2 項第 1 文に違反している(11. 284)。
- ・輸入業者に対しては 3%又は 11%の予納義務が課せられるが、内国販売については 2%又は 4%しか課せられていない点が 3 条 2 項違反である(11. 261)。
 - ・輸入業者個人の消費のための輸入に関しては 11%の課税がなされるのに対して、個人が国内産品を購入した場合には課税がなされていない点が 3 条 2 項違反である(11. 264)。
 - ・内国販売においては、設定された最低取引価格を超えた場合に又は購入者の一ヶ月の支払い価格が一定価格を超えた場合に、予納制度が適用されるが、輸入取引についてはそのような最低価格が設定されていない点が 3 条 2 項違反である(11. 271)。

ii. GATT20 条(d)号における正当化

a. 20 条(d)号における暫定的正当化

(d)号に該当するためには、次の 3 要件(イ. 法令の遵守を確保するための措置であること、ロ. その法令が GATT の規定に反しないものであること、ハ. 問題とされる措置が遵守確保のために必要な措置であること)を充たさなければならない(11. 290)。

イ. 紛争当事国は共に問題の 2 つの措置、規則 3431 及び規則 3543 が IVA 法と IG 法の遵守確保のための措置であることを争っておらず、パネルもこれに同意する(11. 292-11. 294)。

ロ. 紛争当事国は共に IVA 法と IG 法が GATT の規定に反しないとしている(11. 296-298)。

ハ. 規則 3431 及び規則 3543 が遵守確保に「必要」であるかを判断するにあたって、パネルは、IVA 法と IG 法の遵守確保の政策目的と、措置の「構造と体系」の関係に注目する(11. 303)。アルゼンチンは納税義務回避を防止するために、違反者に刑事罰を課すだけでは十分ではなく、当該措置を導入したと主張しており、このことは当該措置がその構造及び体系の点から「必要」であるということを十分に立証していると考える(11. 305)。

以上より、パネルは、規則 3431 及び規則 354 が(d)号すべての要件を充足し、暫定的

な正当化が認められると結論する(11. 308)。

b. 20 条柱書との整合性

イ. 「柱書の解釈適用」:

柱書の趣旨及び目的は「例外条項の濫用」を防ぐことにある(11. 312)。

柱書には累積的に適用される 3 つの基準(「恣意的な差別」「正当と認められない差別」「偽装された制限)がある。まず、規則 3431 及び規則 3534 が「同様の条件の下にある諸国の間における正当と認められない差別」を構成するものであるかを検討する(11. 313)。「同様の条件の下にある諸国の間における正当と認められない差別」には、輸出国間の差別だけではなく、輸出国と輸入国の間の差別、さらにはこれらの国家間における産品間の差別も含む(11. 314)。

「正当と認められない」差別の判断基準は、3 条 2 項第 1 文における差別の基準とは性質が異なる(11. 315)。

ロ. 「差別の正当性」: 税率の違いから生じた追加的な課税負担(逸失利益 interest lost or paid)が規則 3431 及び規則 3534 の運用に欠かせないという理由で正当化されるかどうかという点につき、アルゼンチンには、追加的な課税負担分を輸入業者に返済するという代替措置が利用可能である(11. 235)。アルゼンチンは、返済額を計算するのが事実上不可能であると主張するが、例えば、平均マーケット・レートを用いたり、期間を特定するために記録付けを行えば、返済額の計算は可能である(11. 326)。また、アルゼンチンは、返済には過重な行政コストがかかると主張するが、追加的な課税負担の返済が、その他の納税メカニズムよりも行政的なコストがかかることは立証されておらず、また、アルゼンチンが行政コストを軽減することは可能である(11. 327)。さらに、アルゼンチンは、現在の予納制度を変更することができない理由として、IMF との国際収支取り決めを挙げるが、それらの取り決めにおいて、差別的な課税をすることが義務とされていたり、返済を行うことが禁止されているということはない(11. 328)。アルゼンチンには、税率の違いをなくすという代替措置も利用可能である。これについてアルゼンチンは、税率の違いをなくせば納税義務回避を防止することができないと主張するが、納税義務回避が不可能であるという説得的な証拠は提出されていない(11. 329)。

以上から、パネルは、規則 3431 及び規則 3534 は「正当と認められない差別」を構成しており、20 条柱書の条件を充たしていないと結論する (11. 330-331)。

IV. コメント

1. GATT11 条 1 項輸出制限の禁止に違反しているか？

本件は、11 条 1 項の輸出制限の禁止が問題となった数少ないケースの一つである²。EC は、牛皮輸出検査手続に皮革生産者団体 ADICMA を参加させる制度が牛皮輸出を抑制する効果を持つと主張しており、つまり、このような制度によって皮革製品の原材料である牛皮の輸出を抑制することで、アルゼンチン国内の皮革加工産業に原材料へのアクセスを保証し原材料コストを下げ、他方で外国の皮革加工産業の原材料コストを上げて、アルゼンチンの加工業者を保護しているという主張であった。パネルは、アルゼンチン国内の牛皮価格が低いことや牛皮輸出量が低いことが直ちに輸出制限が行われていることの証拠とはならないこと、あるいは ADICMA が税関職員に圧力をかけているという証拠もないことなどから、EC による措置と輸出制限との因果関係の立証は不十分であるとして主張を退けた。結局、本件では、それ自体が輸出制限を構成していない措置について、事実上、輸出制限として実施されているという十分な証拠があるかどうかを検討され、そのような証拠はないと判断されたことになる。どのような制度が 11 条の輸出制限にあてはまるかについては議論があろうが、問題の措置が輸出制限として機能しているという十分な証拠はないとした本件判断は妥当であろう。

2. GATT10 条 3 項(a)違反 [公平かつ合理的な方法で実施されていない]

本件は、10 条 3 項違反が認定された初めての事例である³。EC は、問題となった措置の 11 条違反認定を得ることはできなかったが、10 条 3 項違反が認定されたことで当該措置の是正勧告を得ることができた。「施行」方法を操作して差別的効果をもたらすことをねらった措置について、実体的な義務違反が問えなくても 10 条 3 項において手続的な義務違反を問うことができることを示した良い例である。

パネルが 10 条 3 項の適用に関する一般的解釈として述べている部分については (① 10 条は、措置の「一般的な適用」を問題にするもので、個別の取引における問題を扱うものではないこと、②10 条は問題の性質が措置の「施行」に関わる場合に適用され、問題の性質がより実体的なものである場合はそれを扱うその他の規定が適用される)、

これまでの 10 条に関する先例（米国の綿・人造繊維下着輸入制限ケース（パネル上級委員会報告）、EC のバナナ III ケース（上級委員会報告）、EC の鶏肉製品輸入に関する措置ケース（上級委員会報告））の判断が踏襲されている。10 条 3 項(a)の具体的な適用においてパネルは、「一律性」「合理性」「公平性」に分け、一つ一つの要件の意味を明らかにした上で適用しており、この点も適切な解釈姿勢をとっている。

もっとも、今後どのような措置が 10 条 3 項違反となるかについては本件パネルが行った「一律性」「合理性」「公平性」の解釈からは明らかではなく、10 条 3 項の射程の明確化にはケースの積み重ねが必要である

3. GATT 3 条 2 項違反

パネルは、3 条 2 項の適用要件として、i. 問題の措置が直接又は間接に課される内国税又は内国課徴金であること、ii. 同種性、iii. 課税負担差の 3 つを挙げる。この適用要件は日本の酒税 II（焼酎）ケース後の 3 条のケースと整合的であり、問題はない。

-ii. 同種性 について：

本件で問題となった予納制度は、輸入取引か内国取引か、又は輸入業者か国内販売者かで予納税率が異なる措置であり、パネルは、このような措置については同種性の認定は必要がないとしている。輸入取引・輸入業者を区別する措置は法律上の差別を構成する措置であり、当然に同種性が推定されるので同種性の判断はいらぬとするは妥当であろう。ただし、パネルが引用したインドネシアの国民車ケースでは、その脚注において、醸造所の性質の違いや精製業者の性質の違いによる製品の区別は認められないとしてモルト・ケースとガソリン・ケースが引用されており、法律上の差別を構成する措置と PPM 規制措置とが明確に区別されていなかった点に注意が必要である。

-iii. 課税負担差について：

本件で問題となった 3 条 2 項違反は、輸入産品と国内産品とで課される税率の違いがあるというのではなく、納期限前に税額の一部を先に納税させる予納制度のために発生するコストが国内産品よりも輸入産品により多く課せられているという点である。このようなコスト（＝逸失利益）が 3 条 2 項によってカバーされるのかということはこれまで争われたことはなく、当事者もこれがカバーされるかどうかを争った。パネルは、「課税における差別があるかどうかの判断においては、税率だけではなく、課税方法や徴収についてのルールにも考慮する必要がある」とした日本の酒税 I ケースを引用し、課税

負担の違いがあるかどうかを検討する第三要件においては、名目的な税率の比較ではなく実際上の課税負担を比較する必要がある、その中に逸失利益も含まれるとした。課税における差別があるかどうかの判断に予納制度から発生した逸失利益が含まれるとされたことは、3条2項における課税措置を一層厳格に規制する効果を持つ。

4. GATT20条(d)号で正当化されるか？

パネルは、20条の解釈適用の随所で先例であるガソリン・ケースとエビ海亀ケースの上級委員会判断に従った検討を行っている（例えば、柱書よりも各号を先に適用する点や柱書解釈についての一般的見解など）。しかし、20条(d)号の「必要性」の解釈において「合理的な代替措置の利用可能性」を考慮せずに、柱書の適用において「合理的な代替措置の利用可能性」を検討している点は問題である。パネルは、20条(d)号の適用要件として①法令の遵守を確保するための措置であること、②その法令がGATTの規定に反しないものであること、③問題とされる措置が遵守確保のために「必要」な措置であることの3つの要件を挙げ、第三要件である措置の「必要性」を判断するにあたって、納税義務回避という目的のために措置の導入が必要であることが措置の「構造と体系」から立証されているかどうかを基準とするとしたが、そこには「合理的な代替措置の利用可能性」の検討は含めなかった。そして、問題の措置の(d)号適合性を認めた後、柱書の適用において「正当と認められない」差別かどうかを判断する際に、本件では「利用可能な代替措置」が存在するとして、措置の柱書適合性を否定している。

20条(d)号の「必要性」の意味を明らかにしたGATTの先例として「米国—関税法337条」パネルがあり、このパネルによれば「必要性」とは「GATTに最も非整合的でない代替措置の利用可能性」と解釈されている⁴。柱書の適用においては措置の内容よりも「措置の適用方法」が重要であり⁵、措置の目的と措置の体系の関係は各号において検討されるもの⁶とすれば、「代替措置の利用可能性」は(d)号の「必要性」の要件において審査されるべきものと思われる。

本件パネルがこのような解釈をとった理由としては、ガソリン・ケース上級委員会が行った(g)号に対する柱書の適用に影響されたことが考えられる。ガソリン・ケース上級委員会は、柱書の適用においては措置の内容よりも「措置の適用方法」が重要であること等、柱書の解釈適用についての一般的なあり方を示した判断として注目されるが、実際にこの上級委員会が柱書の適用において行った議論は、問題となった措置の他に利

用可能な措置があったという措置の実体的な内容に関わるものであり、「措置の適用方法」に関する議論ではなかった⁷。本件パネルも、パネル報告の脚注 564 及び 566 において、ガソリン・ケース上級委員会が「措置の適用方法」にそれほど注目しておらず措置それ自体について検討を行っていることを指摘しており、本件の判断がガソリン・ケースの判断に沿うものであることを示唆している。

確かに、(g)号が問題となったガソリン・ケースとエビ海亀ケースにおいて、各号で審査されるべき「措置の内容」と柱書で審査されるべき「措置の適用方法」とが明確に区別されていないことが⁸、本件のようなパネルの解釈を導いたことは否定できない。しかし、「必要性」の要件がない(g)号における判断に、「必要性」の要件のある(d)号の判断を合わせなければならないことはないので、これまでどおり(d)号においては「必要性」の要件を「合理的に利用可能な措置」の審査と読むことで問題はないように思う。

なお、本件パネル報告が提出される 8 日前に提出された、生鮮・チルド・冷凍の輸入牛肉に関する韓国の措置ケース⁹上級委員会報告では、(d)号の「必要な」の意味について、措置の目的の重要性、措置によるその目的の達成度、措置がもたらす輸入産品への悪影響という要素のバランスによって、必要な措置であるかが判断されると解した上で、「米国—関税法 337 条」ケースにおける「合理的な利用可能な代替措置」基準はこの「必要な」の用語の解釈に沿うものであるとして代替措置テストを支持する判断を行っている¹⁰。

V. その後の経過

2001 年 2 月 16 日の DSB におけるパネル報告採択後、同年 3 月 12 日、DSB においてアルゼンチンは「妥当な期間内」に勧告を実施する旨を表明した。しかし、アルゼンチンと EC は「妥当な期間」について合意に至らなかったため、同年 6 月 12 日、DSU21 条 3 項(c)に基づき「妥当な期間」の決定を仲裁に付した。仲裁人には Florentino P. Feliciano が選任された。仲裁の付託事項は、加工済み皮革輸入に関する措置 (RG3431 及び RG3543) についての勧告実施についてのみであり、牛皮の輸出に関する措置については既に実施が行われていた。

仲裁人は、実施には 46 ヶ月が必要であるというアルゼンチンの主張について、次のような判断を示した。まず、DSU における勧告の実施とは、措置の撤回か改正という特定の内容を持った技術的な概念であり、産業の構造調整のために必要な期間は含まれてお

らず、つまり、問題なのは、アルゼンチンによる規則(Resolución General)の改正又は制定が必要かどうかということであるとした。そして、仲裁人は、この点についてアルゼンチンは、新規則制定のために46ヶ月必要であるとしているのではなく、規則改正によってもたらされる経済的・財政的効果への対処に46ヶ月必要と主張していることを指摘、アルゼンチンの主張からは規則改正とそれによる経済的効果との関係が明確ではないとした。また、税徴収を強化するための措置は規則の改正とは別に採ることができることや、「妥当な期間」の中に違法な措置によって生じている経済的社会的状況への対処を含むとすれば「迅速な実施」が妨げられることも指摘した。最後に、アルゼンチンが、DSU21条2項において、開発途上国の利害関係に特別な注意が払われるという規定を援用している点について、仲裁人は、確かに途上国が直面している非常に厳しい経済的・財政的問題には配慮すべきであるが、アルゼンチンの経済が破綻しそうな状況と言えるかどうかは分からないとした。

仲裁判断は2001年8月31日に下され、「妥当な期間」はパネル報告採択後から12ヶ月と12日であり、2002年2月28日が期限とされた。

【注】

¹ 米国は1990年にアルゼンチンが牛皮の輸出を一時的に停止した際に相殺措置を採ったという経緯があった。

² 輸出制限が問題となった主要なケースとして、日本政府の行政指導が11条1項上の措置にあたるかどうか、問題となった日本の半導体に対する第三国モニタリング措置 GATT パネル報告、カナダの輸出制限措置が11条2項(b)において正当化されるかどうか、問題となったカナダの未加工サケ・ニシンの輸出制限措置 GATT パネル報告がある。

³ 10条に基づく請求は主たる請求の補足として行われることが多いため、10条が適用されたケースは少ない。GATT時代に10条3項が適用されたケースとして、ECのデザートアップル輸入制限ケースがあるが、パネルはEC各国による輸入許可証の発行要件の微細な違いは措置の「一律性」が問題になるような事例ではないとしている。WTO設立以後、10条の適用が問題となったケースとして、①米国の綿・人造繊維下着輸入制限ケース、②ECのバナナIIIケース、③ECの鶏肉製品輸入に関する措置ケースがある。①では10条2項違反が認定されている。②では、輸入業者のカテゴリによってバナナの輸入許可割当を付与するECの措置を10条3項違反としたパネルの判断について、上級委員会は、パネルは10条が措置の「施行」を問題としていることを認識していないとしてパネル判断を破棄した。③では、特定の鶏肉輸入が関税割当内・外のいずれの取引に該当するのかが明確でない点が10条3項違反かどうか争われたが、これは措置の「一般的適用」の問題ではないこと、また措置の実体的内容を扱っていることを理由に10条3項は適用されないと判断された。

⁴ 米国のモルト飲料ケース(1992年)も同趣旨。WTO設立後の(d)号の適用は、ガソリン・ケースのパネル及びカナダの雑誌ケースのパネルにおいてなされているが、いずれも「GATTの規定に反しない法令の遵守」要件をクリアしておらず、「必要性」の要件の検討まで至らなかった。

⁵ *United States-Standards for Reformulated and Conventional Gasoline*, the Appellate Body Report, WT/DS2/AB/R, Apr. 29, 1996, at.22.

⁶ *United States- Import Prohibition of Certain Shrimp and Shrimp Products*, the Appellate Body Report, WT/DS58/AB/R, Oct. 12, 1998, paras.115-116.

⁷ この判断に対する批判として、川瀬剛志「ガソリンケース再考」貿易と関税1998年1月号86-87頁(1998)参照。

⁸ 川島富士雄「米国のエビ及びエビ製品の輸入禁止」ガット・WTOの紛争処理に関する調査・調査報告書IX・

102-103 頁 (平成 11 年)、Robert E. Hudec, *The Relationship of International Environmental Law to International Economic Law*, in *INTERNATIONAL, REGIONAL AND NATIONAL ENVIRONMENTAL LAW* 133, 148-149 (Morrison & Wolfgram eds., 2000)

⁹ *Korea-Measures Affecting Imports of Fresh Chilled and Frozen Beef*, Panel Report, Jul 31, 2000, WT/DS161/R, WT/DS169/R, Appellate Body Report, Dec 11, 2000, WT/DS161/AB/R, WT/DS169/AB/R このケースでは、輸入牛肉の小売りは国産牛肉を扱わない専門の輸入牛肉店が行うことを義務づける措置 (dual retail systems: 二元的小売りシステム)、及びデパートやスーパーマーケットなど大型店においては国産牛肉と分けた輸入牛肉の販売場所を設けることを義務づける措置が 3 条 4 項違反とされ、これが、牛肉セクターにおいて一時期広がっていた虚偽の原産地を表示する行為) を規制するために採られた措置として 20 条(d)号で正当化されるか否かが問題となった。

¹⁰ *Id.*, paras. 164-166.